

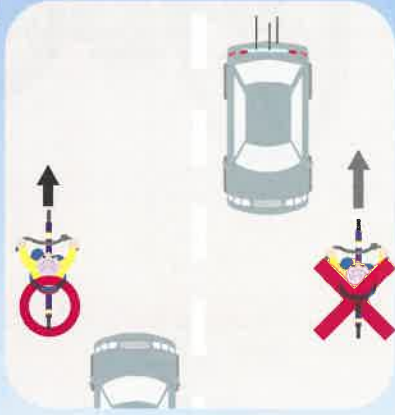
令和4年11月1日より、
変わりました!

自転車 安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)



1 車道が原則、左側を通行



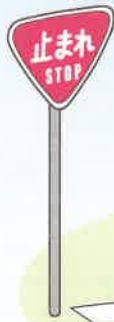
歩道は例外、
歩行者を優先



歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止しなければなりません。

普通自転車の運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等である場合のほか、道路標識等により歩道を通行できる場合は、指定された部分または歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



自転車の側面にも、反射材(リフレクター)をつけましょう。

4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



自転車乗用中の交通事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っています。被害を軽減するためにヘルメットで頭を守りましょう。

※保護者は幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児や児童が自転車を運転するときは、ヘルメットを着用させるよう努めましょう。